

京都市告示第371号

京都市地域特産物需要拡大センターの指定管理者である財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市地域特産物需要拡大センター条例第4条ただし書の規定に基づき、臨時の開所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成24年12月19日

京都市長 門川大作

臨時に開所する日時

開所日	開所時間
平成24年12月29日(土)	午前9時から午後5時まで
平成24年12月30日(日)	午前9時から午後3時まで

(産業観光局農林振興室農政企画課)